

避難行動要支援者への支援

災害時に支援が必要な方がいます。地域で支えあって避難しましょう。

避難行動要支援者とは…

高齢者

- ・ひとり暮らし
- ・高齢者のみの世帯
- ・寝たきりの方
- ・認知症の方など

障がいのある方

- ・視覚、聴覚、言語が不自由な方
- ・肢体が不自由な方
- ・精神障がいのある方
- ・知的障がいのある方

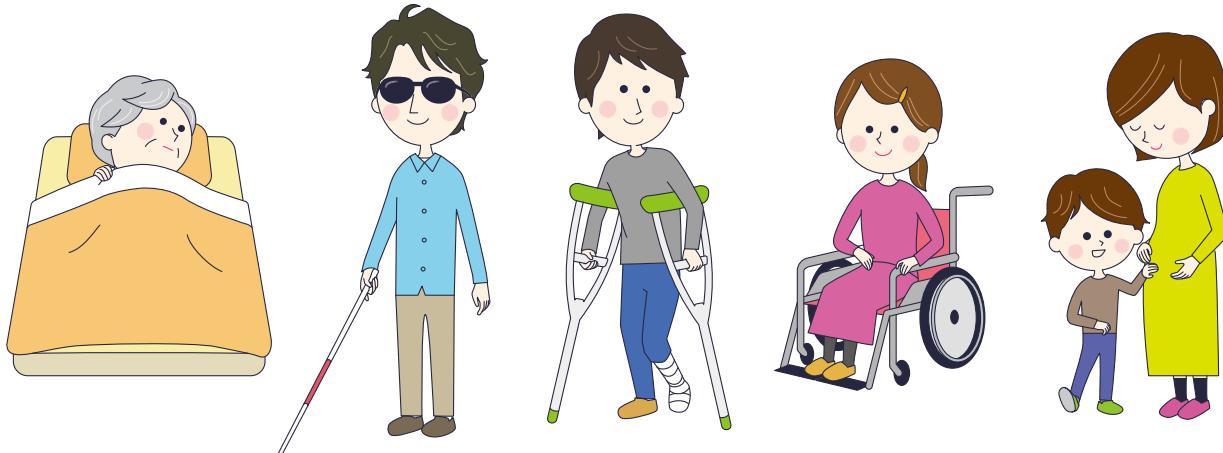
状況によって支援が必要な方

- ・妊娠婦
- ・乳幼児、児童
- ・外国人など

●災害情報を伝えることを支援(方法をあらかじめ確認しましょう。)

●安否を確認し、避難を支援

(日ごろの「見守り」「声かけ」を通じて、地域の人たちでお互いに顔の見える関係を築きましょう。)



避難所から帰宅する場合

災害に関する情報などから危険が回避されたと判断される場合、または市から避難勧告・指示の解除情報が発表された場合は、市役所または避難所の運営者等に連絡して、危険な場所(河川沿いの道路や土砂災害警戒区域など)は避けて帰宅してください。

壊れた建物内は2次災害の危険がありますので入らないようにしてください。